

報 告 第 1 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年6月13日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 3 号

損害賠償の額の決定について

新居浜市営渡海船における船内作業の瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年5月28日

新居浜市長 石川 勝行

1 損害賠償の額 5万5,871円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成25年4月13日午後1時25分頃、黒島港において、軽自動車が新居浜市営渡海船に乗船しようとした際、船首ランプドアとフラップとの接合部に接触し、車両を損傷した。